

給水装置工事設計施工基準

— 2 0 2 4 —

倉吉市上下水道局

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者
- 第 3 章 給水装置工事の手続き
- 第 4 章 給水装置の構造及び材質の基準
- 第 5 章 給水装置工事の設計
- 第 6 章 給水装置工事の施行
- 第 7 章 貯水槽水道
- 第 8 章 3 階直結給水
- 第 9 章 水道に直結するスプリンクラー設備
- 第 10 章 資料
- 第 11 章 水道関係法令

第1章 総則

- 1.1 目的
- 1.2 適用の疑義
- 1.3 給水装置の定義
- 1.4 給水装置工事の種別
- 1.5 倉吉市水道事業の給水区域
- 1.6 簡易水道の取り扱い

第2章 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者

- 2.1 指定給水装置工事事業者
- 2.2 給水装置工事主任技術者
- 2.3 給水装置工事に従事する者の責務
- 2.4 給水装置工事配管技能者

第3章 給水装置工事の手続き

- 3.1 給水装置工事の申込みと設計審査
- 3.2 給水装置工事の取消し
- 3.3 加入金
- 3.4 設計審査及びしゅん工検査手数料
- 3.5 工事期間における給水契約
- 3.6 しゅん工検査
- 3.7 しゅん工後の維持管理
- 3.8 給水装置工事に係る各種様式

第4章 給水装置の構造及び材質の基準

- 4.1 給水装置の構造及び材質の基準
- 4.2 性能基準適合の確認方法
- 4.3 量水器上流側の給水装置における使用材料

第5章 給水装置工事の設計

- 5.1 設計の基本
- 5.2 基本調査
- 5.3 個人情報の保護
- 5.4 給水方式
- 5.5 計画使用水量の決定
- 5.6 給水管の口径
- 5.7 量水器の口径決定
- 5.8 図面の作成

第6章 給水装置工事の施行

- 6.1 量水器より上流側（公道部）の給水装置の施行
- 6.2 量水器の設置
- 6.3 代用配水管及び造成地等への給水管取出し（止・代工事）
- 6.4 給水装置の撤去
- 6.5 量水器より下流側（宅地部）の給水装置工事の施行
- 6.6 道路掘削工事

第7章 貯水槽水道

- 7.1 受水槽方式と貯水槽水道とは
- 7.2 貯水槽水道の種類
- 7.3 給水方式の種類
- 7.4 受水槽の設置要件
- 7.5 貯水槽水道の工事の申込み
- 7.6 設置基準
- 7.7 受水槽以下の設備の注意事項
- 7.8 受水槽の維持管理

第8章 3階直結給水

- 8.1 3階直結給水について
- 8.2 適用範囲
- 8.3 適用の条件

- 8.4 自家用給水設備又は受水槽方式等からの切替え
- 8.5 3階直結給水方式の事前協議と承認

第9章 水道に直結するスプリンクラー設備

- 9.1 水道に直結するスプリンクラー設備の設置
- 9.2 住宅用スプリンクラー設備
- 9.3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第10章 資料

- 10.1 給水装置維持管理等の概要図
- 10.2 指定材料表
- 10.3 給水管標準図
- 10.4 給水装置工事申込フロー図

第11章 水道関係法令

- 11.1 法律、命令
- 11.2 倉吉市条例
- 11.3 その他参考書籍

給水装置工事設計施工基準

初版 2018年 4月 (平成30年)
改訂 2020年 4月 (令和 2年)
改訂 2022年 4月 (令和 4年)
改訂 2023年 4月 (令和 5年)
改訂 2024年 4月 (令和 6年)

倉吉市上下水道局